

会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則

平29.5.30制定

(目的)

第1条 この規則は、会員が、金融先物取引（定款第2条の2第1号に定める金融先物取引をいう。以下同じ。）に携わる者として、その社会的使命及び役割に係る自己規律を維持、向上し、金融先物取引に対する社会の信頼を確保することを目的とする。

(会員の責務)

第2条 会員は、自らの責務を十分に認識するとともに、国民から信頼されるための健全な社会常識と倫理感覚を常に保持しなければならない。

2 会員は、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- (1) 役職員による倫理の保持
- (2) 金融先物取引に求められる専門性への対応
- (3) 金融先物取引に関わる情報及び知識の適切な提供

3 会員は、業務の執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招く行為の防止を図らなければならない。

(倫理コードの保有)

第3条 会員は、自ら取り扱う金融先物取引に応じた倫理規範又はそれと同趣旨の規定（以下「倫理コード」という。）を保有するものとする。

2 前項に定める倫理コードには、本協会が別に示す内容を含むものとする。

(倫理コードの提出)

第4条 会員は、前条に基づき保有する倫理コードについて、次のいずれかを本協会に提出しなければならない。

- (1) 当該倫理コードの全文
- (2) 前条第2項の本協会が別に示す内容に相当する当該倫理コードの該当部分
- (3) 当該倫理コードの全文を当該会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて広く一般の閲覧に供する方法により公表している場合には、その旨を記載した報告書

2 会員は、前条第2項の本協会が別に示す内容に相当する当該倫理コードの該当部分を変更した場合には、前項第1号又は第2号に掲げるものを本協会に提出しているときは、当該変更後の倫理コードの内容を、前項第3号に掲げる報告書を本協会に提出しているときは、当該変更した旨を記載した報告書を、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。ただし、当該変更の内容が、字句の修正など軽微なものである場合は、この限りでない。

(報告及び説明義務)

第5条 会員は、法令諸規則等に直接定めはないものの倫理コードに照らして望ましくないものであると判断する事案又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断する事案について、自主的に本協会に報告するものとする。

2 本協会が会員の行動及び慣行に関する事案の発生及び存在を把握した場合（前項による報告を受けた場合を含む。）で、当該事案が法令諸規則等に直接定めはないものの倫理コードに照らして本協会が望ましくないものであると判断するとき又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断するときは、当該事案（以下「重大な事案」という。）に關係する会員に対し、説明を求めることができる。

3 会員は、前項に基づき、本協会から重大な事案に係る説明を求められた場合には、法令及び行政当局等公的機関による命令等に反しない範囲で速やかに説明しなければならない。

(会員になろうとする者による倫理の説明等)

第6条 本協会は、本協会の会員になろうとする者が本協会から入会の承認を受けるまでの間に、当該者から保有する倫理コードの提出を求めるとともに、倫理コードを所管する役員等から、当該倫理コードの内容及び社内体制の整備状況等について、説明を受けるものとする。ただし、本協会において必要がないと認める場合には、この限りでない。

(社内体制の整備)

第7条 会員は、倫理コードの実効性を確保するため、運用管理の責任者の設置、役職員に対する教育及び研修の実施並びに違反があった場合の対応等、会員において必要と認める社内体制の整備を行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に本協会の会員である者は、第4条第1項の提出を、この規則の施行の日の前日までに行わなければならない。

3 第6条の規定は、この規則の施行の日以降に加入する者について適用する。